

平29福情答申第1号

平成29年6月5日

福岡市長 高 島 宗一郎 様  
(経済観光文化局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年6月23日付け経総第42-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定大学に対する指導監督についての文書」の一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定大学に対する指導監督についての文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件一部公開決定（諮問前）」という。）のうち、本件審査請求を受けて実施機関が審査庁の裁決により取消しを受けた部分について改めて公開決定を行った部分を除くもの（以下「本件一部公開決定（諮問後）」という。）は、別紙に示す部分については、公開とすることが妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年4月13日付経創第15-1号で実施機関が審査請求人に対して行った本件一部公開決定（諮問前）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年3月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書を含んだ文書についての公開請求を行った。
- (2) 平成28年4月13日、実施機関は、同条第1項の規定により本件一部公開決定（諮問前）及び同条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年4月27日、審査請求人は、本件一部公開決定（諮問前）について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。なお、同日付けでなされた非公開決定についての審査請求はなされていない。
- (4) 平成28年6月23日、実施機関は、本件一部公開決定（諮問前）のうち、審査庁の裁決により取消しを受けた部分について改めて公開決定を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している（審査会注：実施機関が審査請求後に審査請求人に通知により説明した内容及び実施機関が審査庁の裁決により取消しを受けた部分について改めて公開決定を行った部分に関する主張は除く。）。

- (1) 本件一部公開決定（諮問前）は、条例に違反する処分と言わざるを得ず、違法かつ不当であるため、取消しを求める。
- (2) 実施機関は、公にしないとの条件で任意に提供されたものであることを非公開とする理由にしているが、実施機関と（審査会注：特定大学を運営する）特定法人との間には協定が締結されており、情報公開請求がなされた場合には公開されうることが明記されている。
- (3) 財務に関する資料の「詳細」が非公開となっているが、会計の科目すら非公開とされており、詳細性は満たされていない（審査会注：会計の科目については、審査庁の裁決を受けて改めて公開された部分もあるが、非公開となっている科目がある。）。
- (4) 非公開とされている独立監査人の情報については、どのような支障があるか不明である。特定法人が大学を運営していることからして、明らかにされる必要性が高い内容である。
- (5) 各種情報については、ホームページ等で、学生や一般の方に提供することも文書でうたわれており、そのことが福岡市としての特区申請の根拠とされている事からしても、情報の公開は極力広い範囲で行う必要があることは明らかである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年1月23日の当審査会第2部会の口頭意見陳述等において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件一部公開決定（諮問後）は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件一部公開決定（諮問後）における本件対象文書について

「特定大学に対する指導監督についての文書」とは、特定大学を運営している特定法人と福岡市が締結した協定書に基づき特定法人から実施機関へ提出

された事業報告及び残高証明書（過去5年分）が該当する。

そして、事業報告は、第10期分（平成26年度分）に関しては、事業報告、財務諸表、財務諸表に係る附属明細書及び独立監査人の監査報告書で構成され、第6期（平成22年度）から第9期（同25年度）までに関しては、事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書及び独立監査人の監査報告書で構成されている（別表1から別表5まで参照）。

(3) 本件一部公開決定（諮問後）の理由について

ア 事業報告のうち財務に関する資料について

独立監査人の監査報告書を除く財務に関する資料については、特定法人が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号における「大会社」には該当せず、経営状況の詳細を公にする義務はなく、公にすることにより、学生及び取引先等外部からの誤解を招き、当該法人の信用を低下させる恐れがあるとともに、他社との競争関係において不利になる等、当該法人の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したため、条例第7条第2号アに該当するとしてその一部を非公開としたものである。

イ 独立監査法人の監査報告書について

独立監査法人の監査報告書については、特定法人から公にしないとの条件で提供されたもので、条例第7条第2号イに該当するとして非公開とすべきと考えていたが、特定法人との協定書において公認会計士による監査を受け旨を定めていたことから、特定法人と協議のうえ、その一部を公開することとしたものである。

ただし、担当公認会計士の氏名及び押印については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、元来、条例第7条第1号の規定に基づき公開の対象とならない情報であることから非公開とすることが合理的であると判断した。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 審査請求人が公開を求める本件対象文書は、「特定大学に対する指導につい

ての文書」であり、実施機関が特定した本件対象文書は、上記第3、2、(2)のとおりである。そして、実施機関は、別表1から別表5までの「非公開部分」に示した部分については条例第7条第1号又は第2号に規定する非公開情報に該当するとし、被覆していることが認められる。

以下、本答申においては、各別表の「非公開部分」で示した各非公開情報について、各別表記載の「番号」のとおり呼称する。

- (2) まず、当審査会において、実施機関に対して、実施機関が特定した本件対象文書以外の「特定大学に対する指導についての文書」の存否について確認を行ったところ、特定法人と福岡市との協定に基づき提出される本件対象文書以外の文書は一切存在しないとのことであった。

当審査会としては、実施機関が特定した本件対象文書以外に何らかの公文書を保有する法的根拠やその他の事情が認められないことから、実施機関の特定は妥当と判断し、以下、本件対象文書について、実施機関が行った本件一部公開決定（諮問後）の非公開項目1から25までが、条例第7条第1号又は第2号に規定する非公開情報に該当するか否かについて検討を行う。

## 2 条例第7条第1号及び第2号について

### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の

正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

## (2) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号（以下「第2号」という。）アの規定は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、第2号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

そして、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

また、第2号ただし書は、公にすることにより害されるおそれがある法人等又は事業を営む個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、第2号アに該当する場合であっても、公開しなければならないこととするものである。

## 3 会社法及び構造改革特別区域法の規定について

加えて、会社法に貸借対照表の公告に関する規定や計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、これらの附属明細書）の閲覧等に関する規定が、また、会社法の特例を定めた構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に業務状況報告書（貸借対照表、損益計算書、事業報

告)の閲覧等に関する規定が存するので、これらの規定についても確認しておく。

(1) 特定法人に係る会社法における計算書類の公告について

当審査会において実施機関への聴取や会社法の規定の確認を行ったところ、特定法人については、貸借対照表の要旨を公告することで足りる株式会社であることが確認できた(会社法第440条第1項及び第2項)。

(2) 特定法人に係る会社法における計算書類等の閲覧等義務について

また、会社法において、株式会社には株主及び債権者の請求に応じ計算書類等を閲覧等させる義務があること、裁判所の許可を得た親会社役員に当該書類を閲覧等させる義務があること(同法第442条第3項及び第4項)、加えて、裁判所が訴訟の当事者に対して、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命じることができる規定があることを確認した(同法第443条)。

当該規定については、「新基本法コンメンタール 会社法2」(日本評論社、2016年第2版発行)(420~424頁参照)によると、「閲覧請求権・謄抄本交付請求権を有するのは権利行使時点の株主・債権者であり」、「計算書類及びその附属明細書は、会社の事業に関する重要な情報を含んでいる。これにより会社の事業上生じる様々な法的紛争において、計算書類等が重要な証拠資料となる」と解される旨の説明がなされている。

(3) 特定法人に係る構造改革特別区域法における業務状況書類等の閲覧等義務について

さらに、会社法の特例を定めた構造改革特別区域法において、入学・入園希望者等からの請求があった場合には業務状況書類等を閲覧等させる義務があることを確認した(同法第12条第3項及び第4項)。

当該規定については、内閣官房地域活性化統合事務局が作成している「構造改革特別区域法逐条解説」(内閣府のホームページに掲載)によると、「株式会社については、会社法上、株主や債権者の請求に応じ、貸借対照表、損益計算書及び事業報告を閲覧させることが義務付けられていますが、学校の教育の質等を担保するとともに、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合にも閲覧を義務づけるものです。なお、本項は、株式会社については、株主や債権者のみならず入学希望者等か

ら請求があった場合にも閲覧させることを義務付ける点で、特例となるもの」  
との説明がなされている。

- (4) 以上のことから、本件対象文書に係る情報（上記(1)で確認した公告がなされている情報は除く）は、上記(2)で示した会社法の規定による株主及び債権者への計算書類等の閲覧等に加えて、上記(3)で示した構造改革特別区域法の規定による株式会社が設置する学校への入学・入園希望者等への業務状況書類等の閲覧等がなされることがあるものの、広く一般に公になっているとは認められない情報であることが確認できた。
- (5) 以下、上記で確認した各法令の規定やその制定趣旨を踏まえた上で、条例に基づく公開請求である本件事案の非公開項目1から25までについて、第1号又は第2号該当性を判断する。

#### 4 第1号該当性について

独立監査報告書に記載された非公開項目4, 9, 14, 19及び24（以下、「担当公認会計士の自署氏名及び印影」という。）は、実施機関が第1号に該当するとして非公開と判断したものであるが、当該情報は、自署氏名や印影であることから、第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明らかであると言える。

審査請求人は、当該情報については、特定法人が大学を運営していることからして明らかにされる必要性が高いと主張しているが、当審査会において関係法令を確認したが（上記3参照）、監査報告書の内容を広く一般に公にするような規定は存せず、本件における独立監査人の監査報告書についても、広く一般に公にされている事実は認められなかった。

よって、当該情報は、法令等の規定又は慣行として公にされている情報といえないことから第1号ただし書アに該当するとは言えず、また、本件請求において、第1号ただし書イに規定している人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる事情は認められなかった。なお、担当公認会計士が第1号ただし書ウの公務員等に該当しないことも明らかである。

以上のことから、当審査会としては、担当公認会計士の自署氏名及び印影については第1号の非公開情報に該当し非公開とすることが相当であると判断す

る。

## 5 第2号該当性について

以下、各非公開項目について、第2号該当性を判断する。

- (1) 非公開項目 1－ア（当該事業年度の当期純利益の金額に限る）、2②イ（当期純利益の「金額」の右欄の数値に限る）、6－ア（当該事業年度の当期純損失の金額に限る）、7②ウ（当期純損失の「金額」の右欄の数値に限る）、11－ア（当該事業年度の当期純損失の金額に限る）、12②ウ（当期純損失の「金額」の右欄の数値に限る）、16 ア（当該事業年度の当期純損失の金額に限る）、17②ウ（当期純損失の「金額」の右欄の数値に限る）について

当該各項目については、会社法で公告を義務付けられている情報であると認められるため、当審査会としては、第2号アの非公開情報に該当するとは言えず、公開すべきであると判断する。

- (2) 非公開項目 1－ア、2（③及び④を除く）、3、6、7（③及び④を除く）、8、11、12（③及び④を除く）、13、16、17（③及び④を除く）、18、21（ウ及びカを除く）、22（③及び④を除く）並びに23について（上記(1)で示した各非公開項目を除く）

ア これらの各非公開項目については、会社法で作成義務がある書類に記載された情報であり、同法において公告義務がある情報については公開されることが確認できた。

イ そして、上記3で確認したとおり、会社法で公告を義務付けられている情報を除いた会社の事業報告、財務諸表及び財務諸表に係る附属明細書に記載された情報は、法人等の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、同法又は構造改革特別区域法の規定において限定された者に書類を閲覧させる等の規定はあるものの、広く一般に公になっているとは認められない情報であることが認められた。

各法令において閲覧等制度が制定された趣旨は、法人の事業運営上の地位を損なうことのないように配慮したものであり、このことに鑑みると、仮に閲覧等制度で閲覧等が可能な情報以外の情報が公になるとすれば、当該法人の内部情報たる内部管理に属する事項に関する情報が明らかになり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められる。

ウ なお、実施機関が本件請求における本件対象文書の公開・非公開を判断するに当たり、特定法人から会社法で公告義務がある情報以外の情報の一部については公開しても差し支えないとの意見を得て、その上で実施機関として本件一部公開決定（諮問前）を行ったことが確認できた。

また、審査庁が裁決にて本件一部公開決定（諮問前）の一部を取り消した際にも、同様に特定法人から意見聴取を行い、本件一部公開決定（諮問後）を行ったことが確認できた。

エ 以上のことから、当審査会としては、これらの各非公開項目について、第2号ただし書に該当するような事情は確認できなかったため、特定法人の内部管理に関する事項に関する情報であって、公にすることにより、特定法人の事業活動を害するものと認められ、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たると判断し、非公開が妥当と判断するものである。

(3) 非公開項目1ーイ（「他大学及び専修学校に係る2015年度入学者数」）について

ア 当審査会事務局職員を通して実施機関に説明を求めたところ、当該項目は、他大学や専修学校に通いながら特定大学にも在籍・講義を受ける学生の入学者数であり、特定大学と他大学及び専修学校（以下「各提携校」という。）との協定に基づくもので、特定法人や特定大学のホームページ、各提携校においても一切公開されていない数字であること、また、当該併修の施策は立ち上げ時期に当たり、非公開項目1ーイを公開することにより営業上の誤解を招くおそれがあるとともに、前述したように各提携校においても募集実績を非公開としており、総和を公開することにより各提携校の指定募集枠に影響を及ぼすおそれがあると考えていることから、実施機関としては、以上の理由から、第2号アの法人等事業情報に該当するため非公開と判断したとのことであった。

イ 当審査会としては、当該非公開項目は、特定大学又は特定法人ないしは各提携校の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人等の事業活動を明らかに害すると認められるものであるから、第2号アの非公開情報に該当し、非公開とする

ことが相当であると判断する。

(4) 非公開項目 2-③, 7-③, 12-③, 17-③及び22-③ (株主資本等変動計算書) について

当審査会において当該部分を見分したところ、例えば、第10期の「株主資本等変動計算書」における「平成26年4月1日 残高」の項の各数値については、第9期の「貸借対照表」で既に公にされており、また、「平成27年3月31日 残高」の項の各数値については、第10期の「貸借対照表」で既に公にされていることが確認できた。さらに、これらの数値を差し引きすることにより「事業年度中の変動額合計」の項に係る数値が明らかになることが確認できた。また、「当期純利益」の項中、「純資産合計」の欄の数値については、会社法で公告を義務付けられている情報であると認められた。そして、上述した各数値を差し引きすることにより「事業年度中の変動額」の項中、「純資産合計」の欄の数値が明らかになることが確認できた。

一方、「事業年度中の変動額」の項及び「当期純利益」の項（純資産合計の欄を除く）については、一般に公にされているものではなく、法人等の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業活動を明らかに害するものと認められ、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、非公開項目 2-③については、表中、「平成26年4月1日 残高」、  
「事業年度中の変動額の合計」及び「平成27年3月31日残高」の項中の各数値並びに「事業年度中の変動額」及び「当期純利益」の項中、「純資産合計」の欄の各数値については公開すべきであり、その余の部分については非公開とすることが相当であると判断する。そして、残りの非公開項目 7-③, 12-③, 17-③及び22-③についても、非公開項目 2-③の判断と同様の考えから、別紙に示した部分については公開すべきであると判断する。

(5) 非公開項目 2-④, 7-④, 12-④, 17-④及び22-④ (有形固定資産の種類) について

当審査会において当該部分を見分したところ、例えば、非公開項目 2-④の有形固定資産の種類については、第10期の貸借対照表において「建物」、 「器

具備品」が、非公開項目3の財務諸表に係る附属明細書の「1.有形固定資産及び無形固定資産の明細」に「建物」、「器具備品」、「土地」が記載されていることから、当審査会としては、第2号アに規定する法人等事業情報に該当する情報とは認められず、公開すべきと判断する。

そして、残りの非公開項目7-④、12-④、17-④及び22-④の同様の箇所についても、非公開項目2-④と同様の考えから、公開すべきと判断する。

(6) 非公開項目5, 10, 15, 20及び25（特定銀行の通帳の写し及び貯金残高証明書）について

当該情報は、当該法人の事業用資産、事業所得など事業活動に関する情報に該当する情報であり、第2号アに規定する法人等事業情報に該当するものであると認められる。本件請求においては、第2号ただし書に該当する事情は確認できなかったため、当審査会としては、第2号アの非公開情報に該当し、非公開とすることが相当であると判断する。

(7) 非公開項目21-ウ及びカについて

当審査会において実施機関に確認したところ、非公開項目21-ウの表中「売上高」、「計上損失」及び「当期純損失」の項の各金額については、一般に公開されていた項目だったので公開可能であったとの意見が得られた。また、「5.」の見出しについては公開しても差し支えないとの意見が得られた。

さらに、非公開項目21-カの表中代表取締役を除く者の「氏名」及び「地位及び担当」の欄については、登記に掲載された内容で公開可能であったとの意見が得られた。

以上のことから、当審査会としては、上記で実施機関が公開可能又は公開に支障がないと判断した部分以外の部分については、上記(2)で示した考えのとおり、特定法人の内部管理に関する事項に関する情報であって、公にすることにより、特定法人の事業活動を害するものと認められ、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たると判断し、非公開とすることが相当であると判断する。

以上により、本件一部公開決定（諮問後）について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年6月23日	実施機関からの諮問
平成28年8月29日	実施機関から弁明意見書の提出
平成29年1月23日（2部会）	実施機関の口頭意見陳述，審議
平成29年2月22日（2部会）	審議
平成29年3月27日（2部会）	審議
平成29年4月19日（2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜之，北坂尚洋，勢一智子

別紙

対象公文書名	公開すべき部分
第10期 事業報告（別表1の非公開項目1-ア）	「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」の当該事業年度の当期純利益の金額
第10期 損益計算書（別表1の非公開項目2-②イ）	表中、「当期純利益」の「金額」の右欄の数値
第10期 株主資本等変動計算書（別表1の非公開項目2-③）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表中、「平成26年4月1日 残高」，「事業年度中の変動額合計」及び「平成27年3月31日 残高」の各数値</li> <li>・表中、「事業年度中の変動額」及び「当期純利益」の項中、「純資産合計」の欄の各数値</li> </ul>
第10期 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」（別表1の非公開項目2-④）	「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、主な有形固定資産の種類
第9期 事業報告（別表2の非公開項目6-ア）	「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」の当該事業年度の当期純損失の金額
第9期 損益計算書（別表2の非公開項目7-②ウ）	表中、「当期純損失」の「金額」の右欄の数値
第9期 株主資本等変動計算書（別表2の非公開項目7-③）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表中、「平成25年4月1日 残高」，「事業年度中の変動額合計」及び「平成26年3月31日 残高」の各数値</li> <li>・表中、「事業年度中の変動額」及び「当期純損失（△）」の項中、「純資産合計」の欄の各数値</li> </ul>

第9期 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」(別表2の非公開項目7-④)	「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、主な有形固定資産の種類
第8期 事業報告(別表3の非公開項目11-ア)	「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」の当該事業年度の当期純損失の金額
第8期 損益計算書(別表3の非公開項目12-②ウ)	表中、「当期純損失」の「金額」の右欄の数値
第8期 株主資本等変動計算書(別表3の非公開項目12-③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表中、「平成24年4月1日 残高」, 「事業年度中の変動額合計」及び「平成25年3月31日 残高」の各数値</li> <li>・表中、「事業年度中の変動額」及び「当期純損失(△)」の項中、「純資産合計」の欄の各数値</li> </ul>
第8期 個別注記表(別表3の非公開項目12-④)	「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、主な有形固定資産の種類
第7期 事業報告(別表4の非公開項目16-ア)	「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」の当該事業年度の当期純損失の金額
第7期 損益計算書(別表4の非公開項目17-②ウ)	表中、「当期純損失」の「金額」の右欄の数値
第7期 株主資本等変動計算書(別表4の非公開項目17-③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表中、「平成23年4月1日 残高」, 「事業年度中の変動額の合計」及び「平成24年3月31日残高」の各数値</li> <li>・表中、「事業年度中の変動額」及び「当期純損失(△)」の項中、「純資産合計」の欄の各数値</li> </ul>

<p>第7期 個別注記表（別表4の非公開項目17-④）</p>	<p>「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、主な有形固定資産の種類</p>
<p>第6期 事業報告（別表5の非公開項目21-ウ、カ及びキ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「I 企業の現況」の「5.」の見出し</li> <li>・「I 企業の現況」の「5.」の表中、「売上高」, 「経常損失」及び「当期純損失」の項の各数値</li> <li>・「IV 会社役員に関する事項」の「1. 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）」の表中、代表取締役を除く者の「氏名」及び「地位及び担当」の欄</li> </ul>
<p>第6期 株主資本等変動計算書（別表5の非公開項目22-③）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表中、「平成22年3月31日 残高」, 「事業年度中の変動額合計」及び「平成23年3月31日 残高」の各数値</li> <li>・表中、「当期純損失（△）」の項中、「純資産合計」の欄の数値</li> </ul>
<p>第6期 個別注記表（別表5の非公開項目22-④）</p>	<p>「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却方法」のうち、主な有形固定資産の種類</p>

別表1 (第10期 (26年度) )

番号	名称	非公開部分の概要	非公開の根拠
1	第10期 事業報告 (26.4.1~27.3.31)	<p>ア 「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」のうち、当該事業年度の法人事業に係る売上、営業利益、公開講座の配信に係る売上、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益の各金額</p> <p>イ 「I 企業の現況」の「2. 対処すべき課題」のうち、他大学及び専修学校との連携強化による2015年度入学者数</p>	第2号
2	第10期 財務諸表 (26.4.1~27.3.31)		
	① 貸借対照表 (27.3.31現在)	表中、金額の欄(【資産の部】の「流動資産」の各項目の小計、「固定資産」の各項目の小計及び「資産合計」並びに【負債の部】の「流動負債」の各項目の小計、「固定負債」の各項目の小計及び「負債合計」並びに【純資産の部】の「株主資本」の各項目、「純資産合計」及び「負債及び純資産合計」の金額の欄を除く)	第2号
	② 損益計算書 (26.4.1~27.3.31)	<p>ア 表中、「営業外収益」の科目の欄(「受取利息」及び「その他」の科目を除く)</p> <p>イ 表中、金額の欄</p>	第2号
	③ 株主資本等変動計算書 (26.4.1~27.3.31)	表中、「平成26年4月1日残高」から「平成27年3月31日残高」までの項	第2号
	④ 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」	<p>ア 「1. 資産の評価基準および評価方法」のうち、貯蔵品の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 「2. 固定資産の減価償却方法」のうち、有形固定資産の減価償却の方法及び主な有形固定資産とその耐用年数並びに無形固定資産の減価償却の方法</p>	第2号
	⑤ 「II 株主資本」	表中、「普通株式」の株式数	第2号

	等変動計算書に関する注記		
3	第10期財務諸表に係る附属明細書 (26.4.1~27.3.31)	ア 「1.有形固定資産及び無形固定資産の明細」の表中、「期首帳簿価額」から「期末取得価額」までの欄及び注釈2 イ 「2.引当金の明細」の表中、「賞与引当金」の項 ウ 「3.販売費及び一般管理費の明細」の表中、金額の欄	第2号
4	独立監査人の監査報告書	担当公認会計士の自署氏名及び印影	第1号
5	特定銀行通帳の写し	「通常貯金（兼お借入明細）」以外の記載部分	第2号

別表2 (第9期 (25年度) )

番号	名称	非公開部分の概要	非公開の根拠
6	第9期 事業報告 (25.4.1~26.3.31)	ア 「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」のうち、当該事業年度の法人事業に係る売上、営業利益の前年対比額、売上高、営業利益、経常損失及び当期純損失の各金額  イ 「I 企業の現況」の「2. 対処すべき課題」のうち、2014年度 e-ランニングシステム売上目標額	第2号
7	第9期 計算書類 (25.4.1~26.3.31)		
	① 貸借対照表 (26.3.31現在)	表中、金額の欄 (【資産の部】の「流動資産」の各項目の小計、「固定資産」の各項目の小計及び「資産合計」並びに【負債の部】の「流動負債」の各項目の小計、「固定負債」の各項目の小計及び「負債合計」並びに【純資産の部】の「株主資本」の各項目、「純資産合計」及び「負債及び純資産合計」の金額の欄を除く)	第2号
	② 損益計算書 (25.4.1~26.3.31)	ア 表中、「営業外収益」の科目の欄 (「受取利息」及び「その他」を除く)  イ 表中、「特別損失」の科目の欄  ウ 表中、金額の欄	第2号
	③ 株主資本等変動計算書 (25.4.1~26.3.31)	表中、「平成25年4月1日残高」から「平成26年3月31日残高」までの項	第2号
	④ I 重要な会計方針に係る事項に関する注記	ア 貯蔵品の評価基準及び評価方法  イ 有形固定資産の減価償却の方法及び主な有形固定資産と耐用年数  ウ 無形固定資産の減価償却の方法	第2号
	⑤ II 株主資本等変	表中、「普通株式」の株式数	第2号

	動計算書に関する 注記		
	⑥ III その他の注記	見出し以外	第2号
8	第9期計算書類に係る 附属明細書（25.4.1～ 26.3.31）	ア 「1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細」の 表中、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の項 （「資産の種類」の欄を除く）並びに注釈2及び3 イ 「2. 引当金の明細」の表中、「賞与引当金」の 項 ウ 「3. 販売費及び一般管理費の明細」の表中、金 額の欄	第2号
9	独立監査人の監査報告 書	担当公認会計士の自署氏名及び印影	第1号
10	貯金残高証明書	見出し、証明書発行日、特定法人住所及び特定法人名 以外の部分	第2号

別表3 (第8期 (24年度) )

番号	名称	非公開部分の概要	非公開の根拠
11	第8期 事業報告 (24.4.1~25.3.31)	ア 「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」のうち、当該事業年度の法人事業に係る売上、営業利益の前年対比額、売上高、営業利益、経常損失及び当期純損失の各金額  イ 「I 企業の現況」の「2. 対処すべき課題」のうち、2014年度のe-ラーニングシステムの売上目標額	第2号
12	第8期 計算書類 (24.4.1~25.3.31)		
	① 貸借対照表 (25.3.31 現在)	表中、金額の欄 (【資産の部】の「流動資産」の各項目の小計及び「資産合計」並びに【負債の部】の「流動負債」の各項目の小計、「固定負債」の各項目の小計及び「負債合計」並びに【純資産の部】の「株主資本」の各項目、「純資産合計」及び「負債及び純資産合計」の金額の欄を除く)	第2号
	③ 損益計算書 (24.4.1~25.3.31)	ア 表中、「営業外収益」の科目の欄 (「受取利息」及び「その他」を除く)  イ 表中、「特別損失」の科目の欄 (「その他」を除く)  ウ 表中、金額の欄	第2号
	④ 株主資本等変動計算書 (24.4.1~25.3.31)	表中、「平成24年4月1日残高」から「平成25年3月31日残高」までの項	第2号
	④ 個別注記表	ア 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「1. 資産の評価基準および評価方法」のうち、貯蔵品の評価基準及び評価方法  イ 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、有形	第2号

		<p>固定資産の減価償却の方法及び主な有形固定資産と耐用年数並びに無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>ウ 「Ⅲ 株主資本等変動計算書に関する注記」の表中、「普通株式」の株式数</p> <p>エ 「Ⅳ その他の注記」の見出し以外</p>	
13	第8期 計算書類に係る附属明細書（24.4.1～25.3.31）	<p>ア 「1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細」の表中、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の項（「資産の種類」の欄を除く）並びに注釈2及び3</p> <p>イ 「2. 引当金の明細」の表中、「賞与引当金」の項</p> <p>ウ 「3. 販売費及び一般管理費の明細」の表中、金額の欄</p>	第2号
14	独立監査人の監査報告書	担当公認会計士の自署氏名及び印影	第1号
15	貯金残高証明書	見出し、証明書発行日、特定法人住所及び特定法人名以外の部分	第2号

別表4 (第7期 (23年度) )

番号	名称	非公開部分の概要	非公開の根拠
16	第7期 事業報告 (23.4.1~24.3.31)	ア 「I 企業の現況」の「1. 事業の経過及びその成果」のうち、当該事業年度における法人事業売上予算超過額、売上高、営業損失、経常損失及び当期純損失の各金額  イ 「I 企業の現況」の「2. 対処すべき課題」のうち、2012年度のe-ラーニングシステムの売上目標額	第2号
17	第7期 計算書類 (23.4.1~24.3.31)		
	① 貸借対照表 (24.3.31 現在)	表中、金額の欄 (【資産の部】の「流動資産」の各項目の小計、「固定資産」の各項目の小計及び「資産合計」並びに【負債の部】の「流動負債」の各項目の小計、「固定負債」の各項目の小計及び「負債合計」並びに【純資産の部】の「株主資本」の各項目、「純資産合計」及び「負債及び純資産合計」の金額の欄を除く)	第2号
	② 損益計算書 (23.4.1~24.3.31)	ア 表中、「営業外収益」の科目の欄 (「受取利息」及び「その他」を除く)  イ 表中、「特別損失」の科目の欄 (「その他」を除く)  ウ 表中、金額の欄	第2号
	③ 株主資本等変動計算書 (23.4.1~24.3.31)	表中、「平成23年4月1日残高」から「平成24年3月31日残高」までの項	第2号
	④ 個別注記表	ア 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「1. 資産の評価基準および評価方法」のうち、貯蔵品の評価基準及び評価方法  イ 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち、有形	第2号

		<p>固定資産の減価償却の方法及び主な有形固定資産と耐用年数並びに無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>ウ 「Ⅲ 株主資本等変動計算書に関する注記」の表中、「普通株式」の株式数</p> <p>エ 「Ⅳ その他の注記」の見出し以外</p>	
18	第7期 計算書類に係る附属明細書（23.4.1～24.3.31）	<p>ア 「1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細」の表中、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の項（「資産の種類」の欄を除く）並びに注釈2及び3</p> <p>イ 「2. 引当金の明細」の表中、「賞与引当金」の項</p> <p>ウ 「3. 販売費及び一般管理費の明細」の表中、金額の欄</p>	第2号
19	独立監査人の監査報告書	担当公認会計士の自署氏名及び印影	第1号
20	貯金残高証明書	見出し及び特定法人名以外の部分	第2号

別表5（第6期（22年度））

番号	名称	非公開部分の概要	非公開の根拠
21	第6期 事業報告 (22.4.1~23.3.31)	<p>ア 「I 企業の現況」の「3. 設備投資の状況」のうち、当該事業年度に取得した主要設備投資額</p> <p>イ 「I 企業の現況」の「4. 資金調達の状況」の見出し以外</p> <p>ウ 「I 企業の現況」の「5.」の見出し、表中「平成19年度第3期」、「平成20年度第4期」、「平成21年度第5期」及び「平成22年度第6期」の欄並びに注釈1の一部及び2</p> <p>エ 「I 企業の現況」の「6. 重要な親会社及び子会社の状況」の「①親会社との関係」の見出し以外</p> <p>オ 「II 会社の株式に関する事項」の発行可能株式総数、発行済株式の総数、株主数、株主の状況（株主名及び当社への出資状況）</p> <p>カ 「IV 会社役員に関する事項」の「1. 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）」の表中、代表取締役を除く者及び注釈1~6</p> <p>キ 「IV 会社役員に関する事項」の「2」の部分</p>	第2号
22	第6期 計算書類 (22.4.1~23.3.31)		
	① 貸借対照表 (23.3.31現在)	表中、金額の欄（【資産の部】の「流動資産」の各項目の小計、「固定資産」の各項目の小計、「投資その他の資産」の各項目の小計、及び「資産合計」並びに【負債の部】の「流動負債」の各項目の小計、「固定負債」の各項目の小計及び「負債合計」並びに【純資産の部】の「株主資本」の各項目、「純資産合計」及び「負債及び純資産合計」の金額の欄を除く）	第2号
	② 損益計算書	ア 表中、「営業外収益」の科目の欄（「受取利息」及	第2号

	(22. 4. 1～23. 3. 31)	<p>び「雑収入」を除く)</p> <p>イ 表中、「特別利益」の科目の欄並びに「特別損失」の科目の欄（「税引前当期純損失」, 「法人税, 住民税及び事業税」及び「当期純損失」を除く)</p> <p>ウ 表中, 金額の欄の左欄</p>	
③	株主資本等変動計算書 (22. 4. 1～23. 3. 31)	<p>ア 表の部中「平成 22 年 3 月 31 日残高」, 「事業年度中の変動額」及び「当期純損失 (△)」から「平成 23 年 3 月 31 日残高」まで以外の部</p> <p>イ 表中, 「資本金」から「純資産合計」までの欄</p>	第 2 号
④	個別注記表	<p>ア 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「1. 資産の評価基準及び評価方法」のうち, 貯蔵品の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2. 固定資産の減価償却の方法」のうち, 有形固定資産の減価償却の方法及び主な有形固定資産と耐用年数並びに無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>ウ 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 重要な会計方針の変更」のうち, 上から 5 行目から 8 行目</p> <p>エ 「II 貸借対照表に関する注記」のうち, 「1. 有形固定資産の減価償却累計額に関する部分及び「2」</p> <p>オ 「III 損益計算書に関する注記」の「営業取引による取引高」のうち, 売上原価, 販売費及び一般管理費並びに「営業取引以外の取引による取引高」のうち, 「支払利息」の金額</p> <p>カ 「IV 株主資本等変動計算書に関する注記」の表中, 「普通株式」の株式数</p> <p>キ 「V 金融商品に関する注記」の「1. 金融商品の状況に関する事項」の見出し以外並びに「2. 金</p>	第 2 号

		<p>融商品の時価等に関する事項」の表中、「貸借対照表計上額(※)」から「差額」までの欄及び注釈(※)の部分</p> <p>ク 「VI 税効果会計に関する注記」及び「VIII 関連当事者との取引に関する注記」の見出し以外</p> <p>ケ 「IX 1株当たり情報に関する注記」の「①1株当たり純資産額」及び「②1株当たり当期純損失」の金額</p> <p>コ 「XI その他の注記」の見出し及び小見出し1から4まで以外</p>	
23	第6期 計算書類に係る附属明細書 (22.4.1~23.3.31)	<p>ア 「1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細」の表中、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の項(「資産の種類」の欄を除く)並びに注釈2及び3</p> <p>イ 「2. 引当金の明細」の表中、「賞与引当金」の項</p> <p>ウ 「3. 販売費及び一般管理費の明細」の表中、金額の欄</p>	第2号
24	独立監査人の監査報告書	担当公認会計士の自署氏名及び印影	第1号
25	貯金残高証明書	見出し及び特定法人名以外の部分	第2号